

## 法務局から地図作成についてのお知らせ (黒髪地区の土地所有者及び居住者の皆様へ)

### ◇はじめに

熊本地方法務局では、**熊本市中央区黒髪四丁目及び五丁目の一部地区**において、以下のとおり、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図(以下「登記所備付地図」といいます。)を作成する事業を実施することになりました。この地図作成事業は、皆様が所有する土地の境界(筆界)を登記に反映する重要な作業です。土地所有者(管理者)の皆様には、本事業の趣旨を御理解の上、立会い等に御協力くださいますようお願いいたします。

### ◇作業期間等

作業期間 **令和7年7月から令和9年3月まで(予定)**  
計画機関 熊本地方法務局  
作業機関 公益社団法人 熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### ◇地図を作成する目的

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治時代に作成され、土地の形状や境界(筆界)が不正確なものが多い状況にあります。このような理由から、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等において問題が生じています。そこで、法務局では、これらの問題を解決することを目的として、土地一筆ごとの境界(筆界)を確認した上で、測量を行い、現地に境界点(筆界点)を正確に再現できる精度の高い地図の作成を行っています。

### ◇地図作成のメリット

- ★国が測量費用を負担します(※立会いの際の交通費などの経費は、個人負担となります。)
- ★各筆の土地の位置・境界を特定することから、**境界(筆界)に関する紛争を未然に防止**することができます。この結果、安全な土地取引や、円滑な不動産担保融資が可能になります。
- ★今後、**土地の境界が不明になっても**、当該地図に基づき復元測量することで、**正確かつ迅速に境界を特定することが可能**です。
- ★登記簿上の地目や地積が現況と一致しない土地については、法務局において、**職権で変更又は更正の登記を行います**ので、土地所有者の皆様が手続をする手間がなくなります。

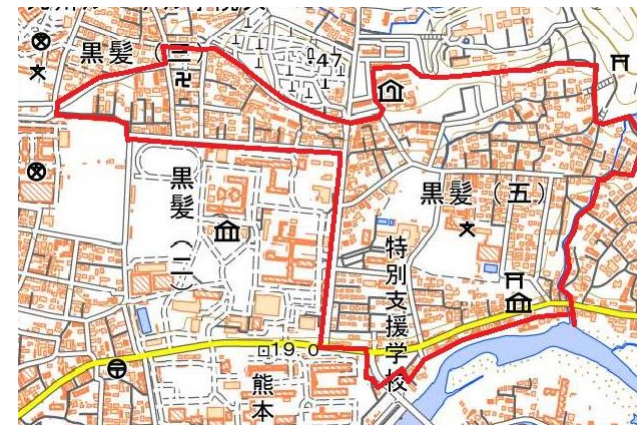
### ◇皆様にお願ひすること

- ★境界杭や境界標識などは、測量の基礎となるものですから絶対に動かさないでください。
- ★土地所有者(管理人)の皆様には、境界の調査を行う際に立会いをお願いします。**立ち会っていただく日時は、別途事前にお知らせ**します。また、可能な場合は、あらかじめ隣地の方と土地の筆界について確認し、位置を確かめておいてください。
- ★作業機関の土地家屋調査士が、測量などのために皆様方の所有地に立ち入る場合は、事前に声をお掛けしますので、御理解と御協力をお願いします。

### ◇お問合せ先

〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番53号 熊本第二合同庁舎  
熊本地方法務局 復興事業対策室  
TEL 096-364-2221

### 作業実施地区図 (赤枠で囲まれた部分)



※地理院地図に赤枠を追記して掲載

# 地図作成作業の流れ(概要)

## ①基準点測量(令和7年7月～令和8年1月)

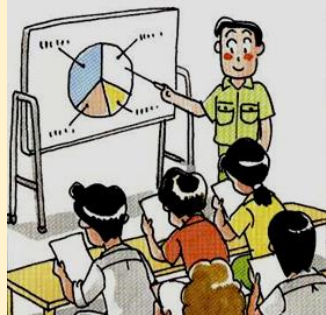


・骨格測量ともいい、地図作成上の骨組みとなる大切な測量で、後に行う一筆地測量のよりどころとなるものです。



←法務局が設置する4級基準点(金属鋲)の例

## ②所有者説明会(令和7年10月4日、5日)



・地区内の皆様方に対する趣旨説明などの広報活動を行います。  
※土地所有者の方には、説明会資料を送付しますので、御確認ください。

・所有者説明会終了後、事前調査等のため、現地で作業を行う場合があります。

## ③一筆地調査(令和8年5月～8月)



・土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、おおむね土地の配列に従って、一筆ごとにその境界や地番・地目を調査・確認します。  
(マンションについては、代表者(管理会社)に立ち会っていただく予定です。)

・確認が完了した土地には、順次、筆界保全標を設置します。

## ④一筆地測量(令和8年7月～9月)



・①で設置された基準多角点に測量機器を据え付け、③の一筆地調査で確認した境界までの距離や角度を測定します。

・測量した成果に基づいて、順次、一筆ごとの測量図と対象区域の地図を作成します。

## ⑤成果の閲覧・確認(縦覧)(令和8年12月)



・作成した地図の原図、地積等一覧表について、一定の期間を設け、皆様方に御確認いただけます。  
※令和8年11月末までには、各土地所有者に一筆地測量図を送付いたします。

## ⑥成果の備付け(令和9年3月)



・⑤の成果の閲覧・確認が終了すると、地図として法務局で保管することになります。

その後は、誰でも閲覧することができ、また、写しを請求し、交付を受けることもできます。